

ときに民間の知恵も使えと、こういうことでございまして、先生の御懸念の点は安心して結構だと思えます。

○井上美代君 懸念は消えませんが、最後に短く。

株式会社なども参入することになるわけですね。そういうことで、それは配当にまで行くわけなんです。この問題についてどのように、もうけの、やっぱり利潤追求の対象になっていくわけですか、そのことについて御答弁願いたいので、そして今既に育児産業になっているものがあるんですけれども、そこでベビーフードとか保育雑誌とか何々ゼミだとかというふうにならされているわけなんです。だから、それと一緒にやられるわけなんですけれども、これについて、営業活動としてやられるということについてどう考えるのかというところをお聞きします。

そして、あと賃料の問題ですけれども、取り扱いを含めて具体的な対応をどういうふうにしていくのかということをお聞きします。

○衆議院議員(津島雄二君) 改正法にかかわるところでございまして、最初にお答えをいたしますが、御質問の点は、認可保育所につきましては、認可基準は設置主体のいかんにかかわらず、経営形態のいかんにかかわらず同じように適用をいたしますから、そのことによつて基本的な保育の質が変わるといふことはまずないと、これは法的にしっかりとおりましますから御理解をいただきたいと思います。

公立保育所の運営を民間へ委託することについていろいろな御懸念があるようですけれども、これはあくまでもそれぞれの地域において関係者が児童福祉の観点から十分配慮をしながらやることと、そして、私も坂口大臣の前任者として二回この問題について取り組んだのであります。その経験を申し上げさせていただきますと、やっぱり待機児童等の問題は地域的に非常に偏っております。大都会と地方とは非常に違う。そ

れに對しまして、国の認可基準というのは性格上画一的に適用せざるを得ない。そこに地域の違いが出てきて、待機がある場所に非常に多くなる。また、公立の保育所も、延長保育がなかなかできないとか、子供さんはこれ以上この面積基準を画一的にやられると預かれないという問題があるわけです。先生が先ほどおっしゃいましたように、事実をきちっと調べた上で議論をしていく必要があるわけでありまして、その事実の上で立って見ますと、今、大事なことは、それぞれの地域で知恵を出していただいて、待機児童をなくしていくためには私たちの地域は何をやつたらいいかと、その努力をさせていただく。その一つが、例えばあの神奈川県のようにあるとか東京都の努力であるとかいうことと、ございまして。

私も国としては、全体として認可基準に行っていたり、国の助成をきちんと出して、同時にそれに誘導していくわけでありまして、同時にそれぞれの地域の御努力に對しても私も声援を送り、その中で民間の人たちの力をかりすることも十分に含めて考えたい、そういうことと、ございまして。それから御理解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 津島前大臣からもう詳細かくお答えがございましたから私がそんなに申し上げることはないと思ひますが、要は育児の質を落とさないということが大事でございます。それから、そこに対するきめ細かな配慮をしていかなければならないというふうにも思ひついでいる次第でございます。

規制改革会議等いろいろな御意見のあることも承知をいたしますが、それをすべて私たちは受け入れるつもりでいるわけではございませんで、取捨選択をして受け入れていきたいと思ひついでいるところでございます。

○井上美代君 終わります。
○大脇雅子君 まず、保育に関する国と地方自治体の責務について大臣にお伺いしたいと思います。

保育所論議の中で欠けておりますのは、親のニーズや規制緩和や改革ばかりで、子供のニーズ、子供が健やかに成長できるような保育を受けられる権利という視点が重要だと思ひます。

日本が一九九四年に批准いたしました児童の権利に関する条約においても、その第三条に、児童に関する措置をとるに当たっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機關のいずれによつて行われるものであつても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとするというたわねております。

アメリカの例を見ましても、市場原理の導入は、高い利用料を払えば質の高いサービスという傾向にあるというふうに行われております。今回の法改正では、民営による認可保育所をふやすのが目的と挙げられておりますが、一部自治体では公立保育所の民営化も進んでおります。

今後、保育における国の責務とは、最低基準を策定、監督し、あとは市場に任せるものであると考えておられるのか、保育に関する施策策定に当たっては社会的コストとして国及び地方自治体が負担すべきであるということをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 先ほどから議論が続いておりますように、保育の実施につきましては、児童福祉法あるいは市町村の責務として規定されておりますことはもう御案内のとおりでございます。また、保育所の運営経費に對しましては、それが公営であれ民営であれ、そのいかに問はず、国、都道府県、市町村がそれぞれ一定の負担をすることとされております。今回の児童福祉法の改正によりましてこの点に変わりはないものでございまして、今後とも国及び地方公共団体がそれぞれの役割分担によつて責任を果たし、保育の実施に努めてまいりたいと思ひます。

民営化というのは、決して親の立場とか経済の立場だけでももちろん申し上げるわけではございませんで、そうした民営化をそこに織りませることによつて子供たちのためによりよい育児の

環境が育つということも考えながらやっているとを御理解いただきたいと思ひます。

○大脇雅子君 働く父親、母親のニーズとして挙げられておりますのに延長保育、夜間保育、病児保育あるいは病後保育等々がございまして、一部自治体では実施されておりますが、これらは主として認可外保育所や認可保育所でも私立のものが多いと実施しているという実情もございまして、実際に十六万人を超える子供が認可外保育所で保育を受けている状況を見ますと、いわゆるPF I手法による認可保育所への民間参入を進める前に、現在既に保育に携わっている無認可保育所への支援あるいはその底上げが必要ではないかと。良質な保育を継続している認可外の保育所の認可化に向けてどのような形で助成ないし指導をされるべきか、お尋ねをしたいと思います。

○副大臣(南野知恵子君) 先生の御質問でございます。先生は法的にはもうばっちりといろいろと研究しておられますので、その研究がたがたでございますが、先生のおっしゃるとおり、認可化を促進すべきこと、これはもう先生と同じ考えを持っておりますのでございまして。

特に、質の問題がある認可外保育施設につきましては今回の児童福祉法によりまして指導監督の一層の徹底を図る一方で、また認可保育所へ移行できるものについては認可化を進めていくということの重要性を痛感いたしておりますのでございまして。

これまで設置主体制限の撤廃などによりまして認可保育所へ移行を推進してまいりましたが、さらに平成十四年度の概要要求におきましても、認可保育所へ移行できるものについてはその移行を支援する、そのような事業を盛り込んでおりますのでございまして。

○大脇雅子君 具体的にどのような形で認可化を推進されるのですか。細かくお尋ねをしたいと思います。
○政府参考人(岩田喜美枝君) まず、市町村が判

断をしていただくことがございまして、市町村がその地域の保育資源といましようか、無認可保育所の中でここはちょっと努力すれば認可化してもらえる、あるいはこの地域に認可保育所が要するというふうにご認定した認可外保育施設につきまして、まず認可化計画、認可に向けてどう努力を進めるかということ、三年程度かというふうに思いますけれども、計画を立ててもらい、それに従って認可外保育所については認可化の準備をしていただくわけですが、一つは、まず保育の質の面でそれを確保するために、例えば市町村が保育士を一人、一年間、無認可保育所に派遣いたしました、その保育士さんが一年間、無認可保育所でその保育従事者と一緒に保育をしながらその質を高めていくとか、あるいは認可化に当たりまして内装を整備、改装する必要がある、あるいは教育玩具を整備する必要があるといったようなケースについては、そういうことに対する助成もしてまいりたいというふうにお思っております。

○大脇雅子君 平成十四年度に組み込まれた予算によりまして、そうした無認可保育所のいわゆる認可保育所化に向けてどのような予算措置、一カ所当たり幾ら云々ということの詳細をお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) まず、市町村が保育士を雇い上げて派遣をし、そして実際に保育の指導に当たっていただくわけですが、これを百六十カ所程度、これは先ほど副大臣の答弁の中にもありましたけれども、一年半で無認可から認可に転換したのが六十一カ所でございますので、一年で四十カ所というのがこの近年の動きでございます。そのペースを四倍程度に引き上げようという目安でございます。

またあわせて、先ほど申し上げました認可する時点での内装の整備や備品の整備などについては一カ所について二百万円ということでございます。トータルで一億二千八百万円の要求をさせていただきます。

○大脇雅子君 ぜひ認可化への動きを早めていただきたいと思っております。次に、専門的な保育士の養成についてお尋ねいたします。

衆議院の答弁でも岩田局長は、民間企業に保育所運営を委託する場合にも、自治体において保育の質の観点から保育士の労働条件についても御配慮いただければと思っております。そして問題があれば知恵を絞らなければいけないと答えておられます。

保育士の労働条件と保育の質、そして子供と保育士との安定的な関係の維持ということは非常に大きな関連があると思っております。今後、実施状況によって問題があれば国としてどういう施策を講ぜられるべきであるか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 衆議院でもお答えさせていただいたとおりでございます。公立保育所の運営を例えば株式会社等に委託する事例などについては保育士の労働条件、これがまた保育の質と大変関係があるというふうにお考えでございます。保育士の労働条件については十分配慮していただきたいと思いますというふうにお思っているところでございます。

仮に株式会社等の運営の保育所であったとしても、認可保育所の場合には、例えば正規の常用の保育士を子供の年齢、数に応じて充てられるだけの人件費を措置してございます。そして、運営費は人件費と事業費と管理費というふうに分けられておまして、その中でやっていただくということでございます。区間の費用をしますときには非常に慎重にさせていただかないこと、幾つかの条件をクリアしていただかないといけないことになっております。

その条件の中で、やはり労働条件、給与に関する規定が整備され、その規定により適正な給与水準が維持されているなど、人件費の運用が適正に行われているという、それ以外にも幾つかの条件

があるわけですが、そういう条件を満たして初めて人件費として助成したものを他の区分に流用するということがあり得ると、こういう整理になっております。

そういうような仕組みになっているものでございますので、各都道府県が保育所の指導監督をやるという仕組みになっておりますので、その指導監督の折に保育所の運営状況、あるいは国、自治体が助成した運営費の適正な執行状況について見ていただくというのがまず当面はやるべきことかなというふうにお思っております。

○大脇雅子君 第三者機関というものでいわゆるさまざまな保育の評価をすることになっております。しかし、ここには保育士の労働条件は入っていないというふうなチェック項目など見させていただきますと考えられます。評価機関は非常に多種多様なものになるということですが、やはり企業参入の前に、評価をする第三者機関の具体的な姿を示すべきではないかと思っております。

ともかく、具体的に第三者機関というものはどのようなものとして考えられているのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 昨年から今年度にかけて児童福祉施設等評価基準検討委員会を設置いたしております。その中で評価の基準のあり方、そして実際に評価をする評価調査者のあり方、特にその養成のあり方、さらには評価の具体的な方法などについて検討をいたしております。年度末までには結論を出していただくことになっておりますが、その中で、今、先生御質問がございました評価をする第三者機関、これの具体的なあり方についても検討をすることになるといふふうにお思っております。

この検討におきましては、既に参考になる基本的な考え方が示されておりまして、それは、本年三月二十三日、福祉サービスの質に関する検討会から「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」が出されております。

その報告書の中で評価を行う機関のあり方、要件について基本的な考え方が示されておりまして、それをベースに検討されることになるというふうに思いますが、例えば原則として法人格を持つというところ、あるいは、評価基準は国がガイドラインを示すこととしたいというふうにお思っております。その評価機関が持つべきこと、あるいは、評価基準は国がガイドラインを示すこととしたいというふうにお思っております。その評価機関が持つべきこと、あるいは、評価基準は国がガイドラインを示すこととしたいというふうにお思っております。

件について基本的な考え方が示されておりまして、それをベースに検討されることになるというふうに思いますが、例えば原則として法人格を持つというところ、あるいは、評価基準は国がガイドラインを示すこととしたいというふうにお思っております。その評価機関が持つべきこと、あるいは、評価基準は国がガイドラインを示すこととしたいというふうにお思っております。

これは児童福祉に限らず福祉サービス全般についての報告書でございますので、これを参考に児童福祉の分野でどういうふうにご具体化するかとご検討を年度末までお願いしているところでございます。

○大脇雅子君 ぜひ第三者機関が適正なものとして設立をされ、悪質な保育所に関しましては大きな改善がなされることを期待いたします。

最後に、大臣にお尋ねしたいのですが、労働者の教育訓練制度については、一九七四年に採択されましたILO百四十号条約、有給教育休暇に関する条約がございまして、職業上や職務上必要な技能の取得とかさまざまな労働者の技能研修のための継続的なそうした休暇を付与すべきものとして、この批准というのは労働者が広く求めているものであります。

日本はこの条約は未批准でございますが、早急に批准すべきであると考えますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今、御指摘になりましたILOの百四十号条約でございますが、その中には大きく分けまして三つのことが書かれています。一つはあらゆる段階での訓練、それからもう一つは一般教育、社会教育及び市民教育ということの重視、そして三番目に労働組合教育というものでございます。

これらのうちで、あらゆる段階での訓練を目的とする休暇ですとか、あるいは有給の教育訓練休

暇につきましても、これは他の法律におきましてかなり取り入れてきているところでございます。職業能力開発促進法におきましても、事業主に対して労働者にその付与を配賦義務として課しておりますし、また具体的な付与につきましても厚生労働大臣が指針を定めることといたしております。休暇中の訓練経費でございますとか賃金等の助成措置等につきましても講じておるところでございます。

しかし、この二番、三番の一般教育、社会教育及び市民教育のための休暇でありますとか、あるいは労働組合教育のための休暇ということにつきましては、国内法制の、他の法律との問題もございまして、整合性の問題もございまして、さらにひとつ慎重な検討が必要であるというふうに思っているところでございます。

○森ゆうこ君 自由党の森ゆうこでございます。通告しております質問はかなり省かせていたでいて、大臣に一点だけ質問させていただきます。

児童福祉法の平成九年の改正で措置から契約へと大きく転換したわけでございますが、しかし改正後も保育に欠ける児童というところで要件があり、そして保育サービスを受けるための申請内容というのは基本的には変わっていないということ、現実の問題を考えますと申請も非常にナンセンスな場合もあるかと思えます。以前にも申しましたが、保育の社会化といましようか、少子化問題を解消するためにも、基本的な視点を考えるといましようか、大幅な法改正が今後必要ではないかと思えますが、その方向性について、見直しについて大臣の見解をお願いいたします。

ただ、そういう認識のもとでこれから何をどのようにしてやっていくかということが本日は大事な議論があるように思います。先ほどからかというその一点をやはり大事にしていかなければならないというふうに思っています。質をどう維持をしていくかというその一点をやはり大事にしていかなければならないというふうに思っています。質をどう維持をしていくかというその一点をやはり大事にしていかなければならないというふうに思っています。質をどう維持をしていくかというその一点をやはり大事にしていかなければならないというふうに思っています。

保育に欠けるという言葉が適切かどうかということにつきましては、これは委員の御指摘も私はわかるような気がいたします。今までの言葉ですと参りましたので、今急にこれを考えるべきかどうかは別にいたしまして、現在の社会の中で考えますときに、保育に欠けるという言葉が適切かどうか、そしてその意味するものが一体何であったかということについては時代の変遷とともに私は考えなければならぬ問題の一つだというふうに思っております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。本日に、保育に欠けるという考え方で今の少子化、そして男女ともに働くというこれからの時代に合った保育サービスというものが提供されると思えます。今後この点についても御検討いただきたいと思います。

そして、公設民営、とにかく民営方式に関していろいろ異論があるわけですが、要は情報公開が進んで保護者が選択できる、本日の意味での契約という形で保育サービスの選択ができる環境が整うということが必要ではないかと思えます。大いにそういう点を保障されて民営化が進められるべきと思えます。

という意見を申し上げて、私の質問を終わります。○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育に欠けるといふ御説明について若干補足をさせていただきます。

保育に欠けるという表現の問題はあろうかというふうに思いますが、例えば保護者が自宅の子供を養育できるような家庭についても、そういう方も含めて保育所で養育するのがいいのかどうかということにつきましては、これはもう大変大きな議論をすべきだと思います。

○委員長(阿部正俊君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、今泉昭君が委員を辞任され、その補欠として若林秀樹君が選任されました。

○西川きよし君 私が最後になりました。よろしくお願いを申し上げます。十五分しかありませんので、よろしくどうぞ。私の方からはまず児童虐待の問題についてお伺

いをしたいと思えます。先週、厚生労働省より、児童相談所における児童虐待相談処理件数についての御報告がございました。平成十二年度の児童虐待相談処理件数は何と一万七千七百二十五件ということで、児童虐待防止法により広報だとか啓発に積極的に取り組んだことで相談なり通告が促進されたという分析もありませんけれども、その一方で児童相談所の関与があった死亡事例については十一件と報告をされております。

この背景につきまして、どういふふうな厚生労働省といたしましては分析をされておられますのか、政府参考人で結構です、よろしくお願いたします。○政府参考人(岩田喜美枝君) 児童相談所がかかわりながら昨年度十一名のお子さんが亡くなつてしまいました。そのことについては大変残念でありますし、行政に關与している者の一人として大変申しわけないというふうに思っております。

この十一件の事情はケースごとによりましてさまざまでございますので一概に言えないところもあるんですが、例えば初期対応の段階で、初期対応がまずあったということでも亡くなったケースもございましたけれども、むしろ数の上では、初期対応はうまくいったんだけど、施設から退所させた後、あるいは一時保護を解除してうちに戻して、そして在宅の状態でもフォローすべきであったという時期に発生した事例というものが少なからずございました。

○西川きよし君 二十二分までですのでスピードアップをさせていただきます。この虐待の防止対策については、家庭の孤立化を防ぐための地域づくり、または早期発見・通報のための地域のネットワークづくり、さらには児

童相談所、児童福祉施設の体制の強化、さまざまな分野におきましてまだまだ多くの課題が指摘されていくわけですが、八月に発生をいたしました兵庫県の尼崎の事件、児童養護施設から一時帰宅中の出来事でもございましたけれども、また二月の福岡で起きました六歳の子供に脳障害を負わせた虐待事件も施設から家庭に戻った後に発生をしていくわけですが、この家庭帰還後のフォローアップ体制、これを考えていただきたいと思っております。早急にそれも体制の整備が大変必要であるのではないかなというふうに思います。

そこでお尋ねするんですが、平成十一年の報告では、家庭に戻った後のフォローアップを何も行われていなかったというケースが二七%以上ございます。その後どのような対応をとっておられるのか、また現状についてどのようにお考えになっておられるのか、よろしくお願いたします。

○副大臣(南野知恵子君) 西川先生にお答えさせていただきます。

平成十一年度の児童相談所におきます被虐待児童処遇のあり方に関する研究というのがございまして、それにおきましては、児童虐待に対する児童相談所の取り組みの分析が行われたところでございまして。

二つございまして、申し上げたいことは、一つは、通告義務などに関する広報啓発や初期介入における迅速な対応などにつきましては一定の評価がなされたというふうにも思われております。さらにもう一つは、施設などから家庭引き取り後のフォローアップが十分でないというような課題が指摘されております。そのような大きな課題、さらには先生がお話しになっておられるような、こういう課題については大変難しい分野であるということをお感じいただいております。

さらに、家庭引き取りの判断ということにつきましては、児童相談所と施設の協議によりこれが決定されておりますが、引き取られた後は、親子が別れて生活していたことなどを視野に入れますと、また虐待の再発防止を十分に配慮しながら、

また地域の関係機関が連携して多面的、総合的な支援を行う必要があるだろうというふうにも思っております。

さらに、厚生労働省といたしましては、緊密な関係機関の連携によりまして、これは継続的な指導、支援につきまして、自治体、児童相談所等に對しさまざまな機会を通じて徹底するとともに、児童相談所の体制の強化や、また地域における支援の取り組みの充実を努めていきたいと思っております。

周りにおられる大人はみんな子供の親である、共同体制をとりながら子供を育成していかなくては二十一世紀の宝物は育たないというふうにも思っております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

次は、やはり虐待が確認された後の対応にしましても、やむを得ず入所措置をとった後の対応ですけれども、可能な限りにおいて親の手で、家族とともに暮らせることが子供にとっては一番幸せではないかなと思っております。現場の方々にとっても、それを求めるがゆえに御苦労も並大抵ではないと思っております。しかし、そうした判断によって子供が亡くなるとか、再び虐待を受けることが許されてはならないと思っております。在宅処遇を受ける家庭あるいは措置解除後の親と子に対するフォローアップ体制を整備することの必要性を痛切にもう皆さん感じておられると思うんですけれども、この点について厚生労働省はどういうふうにお考えなのか。

その中におきまして、今回法定化される主任児童委員、大変な権限を持つわけですが、あるいは児童委員の方々の役割についても極めて大きいと思うわけですが、この点については提案者の方に御答弁をいただければと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 児童虐待の対応の中心機関は児童相談所でございますが、先生おっしゃるように、できることであればまた親子をもとに戻して家族を再構築することが大事なわけ

でございますので、そのために保護者の方を教育、カウンセリングする、これを児童相談所の児童福祉司や心理判定員が行ってきております。

この児童相談所の実施体制を強化すること、そしてその資質を向上させるということが重要でございまして、厚生労働省といたしましては、児童福祉司の増員について、これは地方交付税の算定基礎にその人数が盛り込まれていくわけでございますので、この増員について努力をいたしてきておりますし、また、親のカウンセリングに当たって非常に専門的な知識、技術が必要である場合もあるということで、地域の精神科の医者にお願いしてカウンセリングができるようなこともやっておりますし、また児童相談所の職員に對しましては児童虐待についての専門性の高い研修なども取り組んでいくところでございます。

また、在宅で処遇を受ける家庭や措置が解除されて子供が戻された家庭も含めまして、この虐待の発生の予防そして再発の防止は地域ぐるみで家庭を支えていかないといけないということがありますので、市町村域における関係機関が連携を図られるようなネットワーク事業ということをやっておりますし、また十四年度の概要要求では、市町村が子ども家庭支援員、これは仮称でございますが、子ども家庭支援員を委嘱いたしました。その方が個々の家庭を訪問して、深刻な問題は難しいかもしれませんが、軽度な虐待の問題や施設から退所した後の御家庭をきめ細かく訪問して相談に乗ったりというようなこともやってみたいということでも十四年度の概要要求に盛り込んでいくところでございます。

○衆議院議員(鴨下一郎君) 児童委員の役割について、先生、大変これから重い役割があるんだという話がありました。

現在には特に、児童委員はもう身近に住民の立場に立つて相談役とか聞き役とか、それからある意味で親の支え役、こういうような形で活動していくというふうなことでありまして、特に今までは児童委員は不登校とかなかなかが事案として

多かつたんですけれども、ここ急に児童虐待の問題が非常にふえてまいりましたので、先ほど局長からの答弁にもありましたように、これからより一層研修をして、そして地域の中で役割を演じられるようにと、こういうようなことが今回の改正の趣旨でございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。

今御答弁いただきました民生委員それから児童委員の方々の仕事の量も高齢化の進展とともに大変ふえてきているわけですが、例えば平成十二年度の大阪市の活動状況を見ましても、相談指導件数は何と二十六万件、これをたつた三千四百人に対応するわけですが、これからは高齢化が進んでいきます。高齢者への相談、支援というものもふえていくと思っておりますし、一方、これだけの児童虐待が社会問題となっているわけですから、そういう中で施設退所後のフォローアップなどの極めて重要な役割も担っていただくことになると思っております。そうした中で、現実の問題といたしまして民生委員、児童委員をお一人の方が兼任をするということ、これは過重な負担になって当然と思うんですが、またそういう適任者を見出す、見つけ出すということもこれまで難しいと思うんです。

それぞれの地域では大変御苦労されていると思っておりますけれども、今回、職務を明確化することは十分に理解をいたしますけれども、これだけ高齢者、児童を取り巻く状況が本当に厳しいわけですから、民生委員、児童委員のあり方についても改めて見直しの検討が大変必要ではないかなと思っておりますけれども、大臣、一言お答えいただけないでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほど議論がございましたが、民生委員というのは高齢者でありますとか障害者でありますとか、あるいはまた生活保護の問題を引き受けましたり、それからお子さんの問題を、児童それから妊産婦の問題等、幅広くおやりにいたっているわけでございます。

それで、先生が御指摘になりますように、それ

ぞれ専門で分けたらどうだという御意見もあるというふうには思いますが、子供さんの場合には、子供だけそこを割り切って家庭から分離をして考えるというわけにはいきませんで、子供の場合にはどうしても家族全体の中での位置づけと申しますか、家族全体の中での位置づけと申しますか、家族全体を見ながら、その中で子供の問題をどういうふうにするかというのを考える立場というよりも私は大それたというふうには思っておりません。今回、主任児童委員という名前の特別な役割を持った人たちがふやせていただきましたが、その人たちは児童の中心にしておやりのいたただくとして、そして一般の民生委員の皆さん方は、大変でございますけれども、トータルな家庭、地域の環境の中で子供さんの問題を見ていただくということにいましばらく御専念をいただきたいと、そういうふうには思っております。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願い申し上げます。こうして委員会中でも本場に助けを求めているような子供さんたちがたくさんいらっしゃると思っております。本場にまさに燃え盛っているところに消防が行かないようなものから、どうぞひとつ、少しでもお早目によりよくお願いを申し上げます。よい方向をお願いを申し上げたいと思っております。

最後にいたします。保育所の問題についてお伺いしますが、今回の法案審議に当たりまして、連日、僕の部屋にもたくさんの方々が全国から届きます。皆さん方のお部屋にも多分多く寄せられたと思っておりますけれども、一通だけ御紹介をさせていただきたいんですが、大阪市西淀川区の方からでございます。保育所が民営化されるという面でお金がかかるかと聞いています、おむつかえ一つで別料金とか、アレルギーなどがあると特別料金とか、子供が好きで働いてお世話くださる先生と違い、安心して子供を預けられなくなるのではという気持ち

にどうしても母親としてなると。やはり、保育所の民営化については多くの不安を抱えていらっしゃる方がたくさん全国にはいらっしゃると思えます。これは僕も事実だと思います。やはり、政策を進めていく上で、特に子供さんが対象になるわけですから、こういう問題に至っては、こうした不安に対して十分な説明と理解、そして親御さんの不安を払拭するということが大変大切ではないかなというふうに思います。これも最後に大臣に答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今朝来、同じような質問がずつと続いてまいりました。保育所入所の待機児童解消に向けて、多様な設置運営主体の参入でありますとか公設民営などの取り組みが今行われているところでございますが、その一方で保育の質の確保ということが最も大事な問題であることは論をまぢません。基本的な保育サービスの質につきましては、設置運営主体のいかに問わず、児童福祉施設最低基準でありますとか保育所保育指針の遵守を求めているところでございます。また、保育料につきましても市町村が定めることとなっております。設置運営主体のいかによって異なるものではございません。

委員が大変御心配になりますように、そうした私立法によつて、公立ではなくて私立の保育所の誕生によつてそうした問題がなおざりになるのではないかと御心配があるわけでございます。そうしたところにつきましても、市町村はもとよりでございますけれども、県や国といったしましても十分にそこは配慮して、私たちが、市町村あるいはそれを設置してそして実際にやってくれております経営者に対しても、十分なひとつ説得をしております。また、そのことにつきまして十分に住民の皆さんに理解が得られますように、そうした努力もあわせて行っておりますことをお誓い申し上げます。

○西川きよし君 よろしくお伺いします。○委員長(阿部正俊君) 他に御発言もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、児童福祉法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。反対の理由の第一は、待機児童の解消のために公的責任の強化こそ求められているのに、本法案は国の責任を後退させるものであるからであります。男性も女性も、仕事と子育てを両立させるために、保育所の待機児童の解消は緊急の課題です。待機児童数は昨年十月時点で五万六千人、最初から入所をあきらめている潜在的な待機児童は十万人から十五万人とされています。保育所整備の計画を持たず、保育士配置基準や面積基準は五十年前のまま、保育運営費の予算の比率を後退させてきた政府の責任は明らかです。待機児童解消のため、緊急に政府の責任で保育所整備を進めるとともに、最低基準を改善し、保育所運営費の国の負担率を早急に十分の八に戻すべきです。ところが、自民、公明、保守の与党三党が提案した本法案は、待機児童の解消を公的責任の強化ではなく、株式会社などの企業にゆだねて安上がりに進めようとするものです。子供を預けたくても預けられないという国民の願いに正面からこたえるためには、政府の責任による保育の整備、改善こそ中心に据えるべきです。反対の理由の第二は、営利企業の参入により、保育の質の低下が懸念されることです。これまで通達により株式会社への業務委託が認められてきました。本法案により社会福祉法人以外の民間事業者の参入が一層強力に進められます。さらに、今年度中に関係通達の規制緩和を行い、営利企業の利潤追求を認める検討がなされていますが、このままでは人件費の削減による労働

条件低下や保育の質の低下につながるのは必至です。参入した企業の撤退にどう歯止めをかけるかも明確ではありません。こうした方向は、安心して預けられる保育所をとという父母の切実な願いに逆行するものであります。反対する理由の第三は、保育所整備へのPFI方式の導入により、営利企業に公的財産が提供され、公費である運営費が株式配当に回される可能性が生まれることです。以上、今後の保育所のあり方に重大な変更をもたらす法案であるにもかかわらず、関係者、関係団体の意見を聞く場も設けず、わずか二時間余りの議論では全く不十分です。これでは到底立法府の責任を果たしたとは言えません。

従来から我が党も提案してきた認可外保育所の届け出制や保育士の法定化、児童委員の法定化などは当然必要な改正ですが、同時に認可外施設への財政支援なども欠かせません。全体として、待機児童解消、保育所増設という国民の切実な要求に対する国の責任を棚上げにし、保育を市場原理にゆだね、公的保育制度の解体をもたらす本法案には賛成できないことを申し述べ、反対討論を終わります。

○委員長(阿部正俊君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。児童福祉法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(阿部正俊君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。この際、柳田君から発言を求められておりますので、これを許します。柳田君。○柳田君 私は、ただいま可決されました児童福祉法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び無所属の会の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

児童福祉法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

児童福祉法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

児童福祉法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

児童福祉法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

案文を朗読いたします。

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、認可外児童福祉施設に対する監督の強化、児童委員の活動の活性化等を通じて、児童の死亡事故防止等の安全確保や児童虐待の未然防止に万全を期すこと。

二、保育所の待機児童問題については、その解消を目指して、保育所等の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。その際、子どもにとってより良い保育を充実させる観点から、量の確保のみでなく、質の確保を図ることに十分留意すること。

三、公有財産の貸付け等の措置により保育所の設置運営を行う場合は、市町村が情報を公開し、保護者の理解を得る努力をするよう指導すること。

四、保育士の養成課程の充実等、保育環境の改善に引き続き積極的に取り組むこと。

五、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方等について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(阿部正俊君) たいま柳田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(阿部正俊君) 全会一致と認めます。よって、柳田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) たいま御決議のありました本法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいりたい所存でございます。

ありがとうございます。

○委員長(阿部正俊君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

十一月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願(第三二二二号)(第三二二四号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第三二二五号)

一、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法による救済対象者の拡大に関する請願(第三二二六号)

一、安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願(第三二二七号)(第三二二八号)

一、医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願(第三二二九号)(第三三〇号)(第三二二二二号)(第三二二三号)(第三二二四号)(第三二二五号)(第三二二六号)(第三二二七号)

(第三二二八号)(第三二二九号)(第三三〇号)(第三三二二二号)(第三三二二三号)(第三三二二四号)(第三三二二五号)(第三三二二六号)(第三三二二七号)(第三三二二八号)

一、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第三二七八号)

一、十五歳未満の子供による臓器提供を可能とするための臓器移植法の改正に関する請願(第三二七九号)

一、年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願(第三二八〇号)(第三二八四号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する請願(第三二八五号)

一、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第三二八六号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第三二七九号)(第三二九二二号)(第三二九三三三三号)

第三二二三号 平成十三年十月二十六日受理

医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 埼玉県八潮市八潮四ノ三ノ一六

決沢トミ子外百三十九名

紹介議員 井上 美代君

国民、取り分け中小業者においては、国民健康保険及び介護保険の保険料や医療費などが経済的負担となっているため、必要な医療を受けられないといった事態が広がっており、改善が緊急に求められている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、医療制度の改善を行わず、高齢者の医療制度などを拡充すること。

二、国民健康保険に対する国庫負担分を引き上げ、不況時には保険料を減額又は免除する

る制度を緊急に確立すること。また、保険料の滞納者に対しては、営業や生活の相談について誠実に対応し、資格証明書や短期保険証を発行しないこと。

三、介護保険制度における保険料及び利用料を引き下げるとともに、支払が困難な被保険者に対する減免制度を拡充すること。また、介護施設の整備、住宅改修に対する支援、街のバリアフリー化などの施策を拡充すること。

第三二四号 平成十三年十月二十六日受理

医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 東京都大田区西六郷一ノ二六ノ一

川津貢外百三十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三二二三号と同じである。

第三二五号 平成十三年十月二十六日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 京都市中京区壬生東高田町一ノ九

木村敏之外二千名

紹介議員 西山登記子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三二六号 平成十三年十月二十六日受理

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法による救済対象者の拡大に関する請願

請願者 京都市上京区五辻通大宮東入東石

屋町七五八 高須智雄外八千四百五十一名

紹介議員 松 あきら君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第三二二七号 平成十三年十月二十六日受理

安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市太田町七四一ノ三

新井美枝子外三百十七名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三一八号 平成十三年十月二十六日受理
安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願

請願者 群馬県佐波郡玉村町植越一〇〇ノ三
関口智恵子外三百十六名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三一九号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府箕面市如意谷四ノ六ノ五ノ三
片山美由紀外千八十九名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二〇号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 福岡市東区松崎四ノ六ノ一九ノ一
〇三 高野智幸外千六百四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二二号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡基山町大字小倉
一、六七三ノ六二 松岡喜美子外千八十九名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二三号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 奈良県吉野郡大淀町下湖一、六三
五ノ二二〇 伴野敏外千八十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三三号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 広島県尾道市長江二ノ二一ノ六
杉原徳蔵外千八十九名
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三四号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 福岡市東区香椎浜四ノ二ノ二ノ三
〇七 城戸学外千八十九名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二五号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 神戸市北区藤原台南町四ノ二八ノ一
一ノ五〇三 桜井学外千八十九名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二六号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 岡山県玉野市追間二、二五七ノ三
高島由美外千八十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二七号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 北九州市小倉南区長尾一ノ七ノ一
九 豊田光義外千五百八十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二八号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府堺市東八田一三ノ五
上 田哲生外千八十九名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二九号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 宮崎県大塚山西三ノ五ノ三〇
川畑秋男外千八十九名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三〇号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県比企郡小川町五ノ一九ノ九
古賀智徳外千八十九名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三二号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡広陵町南郷五四二
ノ三 村井啓益外千八十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三二号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 横浜市区小菅ヶ谷二ノ二ノ五
武徳次外千八十九名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三三号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 三重県名張市富貴ヶ丘二番町二三
九 大島博敏外千八十九名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三四号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 広島県西区井口二ノ二一 山口泰
範外千八十九名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三五号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡日置町四、四
二五 内野富夫外千八十九名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三六号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市若江西新町四ノ九
ノ九 浜野孝生外千八十九名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三七号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木六ノ六ノ二
真野敏行外千八十九名
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三八号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願
請願者 群馬県高崎市九蔵町九二 佐藤絹
子外千八十九名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三七号 平成十三年十月二十九日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 山梨県甲府市北新一ノ二ノ一二二社
団法人山梨県視覚障害者福祉協会
会長 花形幹雄
紹介議員 中島 真人君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三七九号 平成十三年十月二十九日受理
十五歳未満の子供による臓器提供を可能とするための臓器移植法の改正に関する請願
請願者 群馬県前橋市箱田町四六一ノ四
横堀清子外五千二百三十九名
紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第三八〇号 平成十三年十月二十九日受理
年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願
請願者 長野県伊那市東春近中組九五八財
団法人日本退職公務員連盟会長
下条進一郎外二千六百五十九名

紹介議員 野沢 太三君

昨年四月から介護保険制度が実施され、また改正公的年金制度が施行された。今後も高齢者医療制度などの改革が行われ、高齢者の負担が一層高まることが予想されている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、公的年金制度については、社会保険方式を堅持するとともに、基礎年金の国庫負担分を速やかに二分の一へ引き上げること。

二、高齢者に対する医療保険制度の改革については、高齢者に過重な負担とならないよう十分に配慮すること。

三、介護保険制度については、運用面で多くの問題が生じていることから、国民の理解と協力が得られるよう速やかに改善すること。

四、少子化対策については、子育ての環境を改善するため、社会保障・雇用・教育・住宅等幅広い分野にわたって積極的に条件を整備すること。

第三八四号 平成十三年十月二十九日受理
年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願
請願者 長野県更埴市小島二、八二四 小林美佐子外千八百三十一名
紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第三八五号 平成十三年十月三十日受理
医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する請願
請願者 兵庫県西宮市美作町五ノ九 安田 譲外三十名
紹介議員 大沢 辰美君

平成九年に患者の窓口負担が引き上げられた影響で通院を控える人が増加している。また、国民健康保険料の滞納者が保険証を取り上げられる事態も起こっている。このような中、政府は、七十歳以上の高齢者に対する窓口負担の二倍への

引上げ、健保本人の窓口負担及びその家族の入院費負担の引上げ、更に医療保険の保険料引上げなどを検討している。不況と失業が深刻化する中、更なる負担によって通院を控える患者が増加すれば病気の重症化を招くおそれもあることから、医療保険に対する国庫負担を増額し、国民の医療費負担を引き下げることが求められている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、健保本人、その家族の入院時における三割負担、大病院通院時における五割負担を行わないこと。

二、七十歳以上の高齢者の負担を二倍にするなど、高齢者の負担を引き上げないこと。

三、医療保険の保険料を引き上げないこと。

第三八六号 平成十三年十月三十日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 高根県松江市西川津町七四八ノ一
〇 藤田豊
紹介議員 景山俊太郎君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三八七号 平成十三年十月三十一日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 鳥取市扇町一四 山川武彦
紹介議員 坂野 重信君

政府は食品の安全性を確保するために、食品衛生法に基づき食品添加物の規制や農薬の残留基準の設定などを行ってきた。しかし、近年の科学技術の高度化、食品流通の国際化を背景にO157や狂牛病の発生、ダイオキシンや環境ホルモンなどによる食品の汚染、遺伝子組換え食品の流通といった食品の安全性にかかわる新たな問題が生じている。このため、消費者の安心をより確保できるものにし、食品の安全に関する問題に対処できるように、法改正を含めた抜本的な整備・強化が

求められている。また同時に、国民の健康や食品の安全性の確保などを行政目的として明確にする必要がある。取り分け、運用過程における国民の参加、情報公開の制度化、天然添加物を含めた食品添加物に対する規制、農薬及び動物用医薬品に対する残留規制や表示基準の在り方については、これまで以上に国民が安心できるように検討する必要がある。さらに、化学物質や新技術に関する研究及び検査体制の充実も求められている。

ついては、食品の安全と国民の安心を確保するための行政措置を拡充するとともに、法改正等の措置を早期に検討されたい。

第三九一号 平成十三年十一月一日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 札幌市白石区川下五条三ノ六ノ一
藤林法子
紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九二号 平成十三年十一月一日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 徳島県板野郡北島町中村東堤ノ内
三〇ノ三 原田里美
紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九三号 平成十三年十一月一日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鷺沼各務原町一ノ四ノ一 鈴村京二
紹介議員 大野つや子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

十一月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願(第三九五号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第三九六号)(第三九八号)

一、助産婦の名称変更反対及び出産環境の改善に関する請願(第四〇〇号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第四〇一号)(第四〇二号)

一、労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願(第四〇四号)

一、賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願(第四〇五号)

一、国庫負担率の引上げによる医療保険制度の拡充に関する請願(第四〇六号)

一、労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)(第四一一号)(第四一二号)(第四一三号)(第四一四号)(第四一五号)(第四一六号)(第四一七号)(第四一八号)(第四一九号)(第四二〇号)(第四二一号)(第四二二号)(第四二三号)(第四二四号)(第四二五号)(第四二六号)(第四二七号)

一、賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願(第四二八号)

一、開業助産婦の存続に関する請願(第四三〇号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第四三一号)(第四三二号)

第三九五号 平成十三年十一月二日受理
年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願
請願者 長野県須坂市北横町一、三一一
山石剛外三千百四十七名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第三九六号 平成十三年十一月二日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町一ノ一一一
熊倉克典外一名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九八号 平成十三年十一月六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 鳥取市岩吉一七五ノ四 秋田忠

紹介議員 常田 享祥君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四〇〇号 平成十三年十一月七日受理
助産婦の名称変更反対及び出産環境の改善に関する請願

請願者 東京都国分寺市東元町二ノ一八ノ四
四〇ノ二〇三 切持みな子外百名

紹介議員 円 より子君

我が国における出産の環境は、助産婦や助産院が十分活用されていないこともあるため、妊産婦にとって満足のいく状況とはなっていない。WHO(世界保健機構)においても女性の満足度などを理由として助産婦の活用を勧告していることから、この勧告の通り医療の過剰な介入をなくし、助産婦の十分な活用によりハイクオリティかつローリスクの出産のケアを実現することが求められている。一方、助産婦の名称が助産師に変更されようとしているが、これは男性助産師の導入につながるものと危惧されている。看護三職(看護婦・保健婦・助産婦)の名称が「師」に統一され、今後「看護師」に一本化することで開業助産婦が減少すれば、女性は病院での出産を余儀なくされるため、助産所や自宅において出産する権利を奪われることになる。

ついでには、出産の環境を改善するため、次の事項について実現を図りたい。
一、WHOの勧告を重視した助産婦の養成・活用を行うこと。
医療の過剰な介入をなくし、妊産婦が安心してきるサポートを安定して受けられるよう、質の高いケアを提供できる助産婦を養成し、活用すること。
二、質の高いケアの向上を目的とした助産婦教育を行うこと。
現在の助産婦教育は、出産への医療の介入を前提としていることから、助産婦本来の技術を基本とした教育を行うことで助産婦教育のレベルアップを可能にすること。
三、経済的にも安心して出産できる環境を整備すること。
医療の過剰な介入をなくし、医療機関においても低コストでの出産を可能にするとともに、救急時においてもできるだけ妊産婦の希望にそった処置が低コストで提供される制度を確立すること。
四、助産師の本質的変更につながるから、安易な名称の変更を行わないこと。
助産師に名称を変更することで男性助産師を導入したり、看護三職の「看護師」への一本化を進めたりすることで妊産婦の選択権を奪わないうこと。

第四〇一号 平成十三年十一月七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町三ノ九ノ九群
馬県生活協同組合連合会会長 佐藤成一

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四〇二号 平成十三年十一月七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 福岡市博多区博多駅前二ノ二〇ノ一
千々松まゆみ

紹介議員 岩本 司君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四〇四号 平成十三年十一月七日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 北海道旭川市住吉町五条三、五六
三ノ一五一 荒井貴子外三百三十八名

紹介議員 井上 美代君

男女とも人間らしく生き、働くことのできる社会を実現するために労働時間の短縮が求められている。しかし、女性に対する時間外・休日・深夜労働の規制が撤廃されたことに伴い、母性や健康の破壊が一層進むとともに、仕事と家庭の両立も困難になっている。このため、時間外・休日・深夜労働における男女共通の上限規制を労働基準法に盛り込む必要がある。また、ILO第百五十六号条約(家族の責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)及び同第百六十五号勧告を踏まえ、家族の責任を有する労働者が仕事と家庭を両立できるよう、育児・介護休業制度の改善が求められている。

一、労働基準法を改正し、すべての労働者を対象として労働時間についての男女共通規制等を設けること。
1 時間外労働の上限は、一日二時間、一週五時間、年間百五十時間以内とすること。深夜・休日労働は、生命や安全等にかかわる職種や緊急の理由から不可避な場合に限定し、原則として禁止とする法的規制を設けること。
2 育児時間を男女の労働者に適用することともに、期間及び時間を延長すること。

第四〇二号 平成十三年十一月七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

3 妊産婦の深夜労働は請求の有無にかかわらず禁止すること。

二、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を次のように改正すること。

1 家族の病気時における短期間の介護、検診、予防注射、保育園・学校行事への参加等、家族的責任を果たすための休暇制度を新設すること。

2 小学校就学前の子及び要介護の家族を有する労働者から請求があつた場合は、労働時間を短縮できるようにすること。

3 義務教育修了前の子及び要介護の家族を有する労働者から請求があつた場合は、同居家族の有無にかかわらず、時間外・休日・深夜労働を免除すること。

4 介護休業の取得要件を「継続して介護を要する一つの状態につき一回」とするとともに、期間を延長すること。

5 育児・介護休業の取得対象を非常勤やパート等、可能なすべての労働者に拡大すること。

6 育児・介護休業の取得に当たっては、原職復帰、所得保障、代替要員の配置、不利益取扱いの禁止を明記すること。

7 家族の責任を有する労働者の転勤等に当たっては、配慮義務及び本人の同意を明記すること。

第四〇五号 平成十三年十一月七日受理
賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願

請願者 東京都八王子市松木九ノ五ノ九
草野和子外九千七百五十九名
紹介議員 井上 美代君

女性に対する深夜・時間外労働の規制が撤廃されたものの、男性との賃金格差は是正されていない。そのうえ、女性労働者はパートなどの不安定な雇用に追いやられ、サービス残業などにより長

時間過密な労働を強いられている。その結果、健康や母性が破壊され、子供や家庭が犠牲となっている。このような中、育児又は介護を行う女性労働者のうち希望する者に適用されている時間外労働の激変緩和措置が来に見直されることになっているが、ILO(国際労働機構)の調査でも多くの国が一日当たりの時間外労働の上限を定めている。ついで、次の事項について実現を図られた

一、正規職員やパートタイム労働者における男女間の、また正規職員とパートタイム労働者間における賃金格差を是正すること。

二、違法なサービス残業を根絶すること。

三、子育て中の女性労働者に対する深夜・時間外労働の免除措置を延長すること。育児・介護休業制度を改善すること。

第四〇六号 平成十三年十一月八日受理
国庫負担率の引上げによる医療保険制度の拡充に関する請願

請願者 埼玉県吉川市三輪野江四七七 永瀬茂外三千三百六十八名
紹介議員 富樫 練三君

長引く不況により失業者が三百三十万人を超え、一年以上にわたる完全失業者が八十三万人という厳しい状況となっている。こうした状況が改善されない中、雇用保険においてはリストラによる六十歳以上の離職者に対しても給付額が二十、六十%も減額されている。また、国民健康保険においてはリストラや倒産による失業者の加入が増加するとともに、保険料の滞納、未納者が急増している。一方、介護保険制度においては利用料などの負担増が利用の抑制につながっている。政府は国民の暮らしの支えである社会保障制度の改定を繰り返す、最近の二十年で社会保障給付費の国庫負担分を三十%から二十%へと引き下げていることから、医療の受診などを控える人が増加している。このような中、政府は医療保険制度の抜本

改革を行おうとしているが、消費税の福祉目的税化などによらず国庫負担率の引上げによる拡充が求められている。

ついで、国民の不安を解消し、負担増を伴うことのない安心できる医療を保障するため、次の事項について実現を図られた。

一、高齢者の医療費の一部負担増や新たな保険料の徴収を行わないこと。また、健康保険本人の保険料率の引上げや医療費の三割負担などの負担増を行わないこと。

二、医療保険給付の総額抑制や適用範囲の制限を行わず、国民が必要とする医療を保障すること。

三、国民が安心できる医療保険制度を拡充するため、社会保障に対する国庫負担率を元の水準に戻すこと。

第四〇八号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 奈良市南紀寺町二ノ一五五ノ四〇 七橋本昭浩外八千八百十九名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四〇九号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 東京都日野市三沢四ノ二ノ七ノ一 二ノ一〇二 岡田章子外八千二百五十六名
紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一〇号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 京都市伏見区新町一ノ三五五 大前博英外八千八百十九名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一一号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡遠賀町尾崎一、四四〇ノ一九 森上虎吉外八千八百十九名
紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一二号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 東京都昭島市朝日町三ノ六ノ一四 豊田啓子外八千八百十九名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一四号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子台四ノ九ノ一一 中田清勝外八千八百十九名
紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

請願者 青森市油川大浜二四一 神野晃生
外八千百十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一六号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 福井県武生市丹生郷町九ノ四八ノ
一 菱川千鶴子外八千百十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一七号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 熊本市島崎一ノ二一ノ二一ノ三〇
三 堀田美紀外八千百十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一八号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 秋田市泉中央一ノ一四ノ六 千葉
あずさ外八千百十九名

紹介議員 大門美紀史君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一九号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 奈良県磯城郡田原本町八尾四〇二
ノ八二 福島加代子外八千百十九
名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二〇号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山町大津町三二ノ
一 若林努外八千百十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二二号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市幸町三三ノ一八
ノ三〇二 菅原つや子外八千百十
九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二三号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡新川町須ヶ口九
九〇 柿内賢治外八千百十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二四号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 広島市安佐南区東原三ノ七ノ九
三宅実外八千百十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二五号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 和歌山市西田井三四六 山崎光信
外八千百十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 大阪府住之江区西住之江一ノ一〇
ノ一〇ノ一、一〇一 大石康子外
八千百十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二六号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 鳥根県出雲市今市町一、二五九ノ
一一 岩田恵外八千百十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二七号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 群馬県前橋市総社町総社一、〇六
一 久保原るり子外八千百十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二八号 平成十三年十一月八日受理

賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に
関する請願

請願者 東京都小平市大沼町二ノ八九四ノ
一五 富田早苗外千三百八十七名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第四三〇号 平成十三年十一月八日受理

開業助産婦の存続に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上ヶ原三番町二ノ一
一 川村敏子外五百五十名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四三一号 平成十三年十一月八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜
本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一
一 平井玲子

紹介議員 大橋 巨泉君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四三二号 平成十三年十一月八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜
本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一
一 吉森弘子

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。